

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
室蘭舗道建設株式会社	室蘭市日の出町1丁目19番17号

2 指名停止期間

建設工事
平成26年11月17日～平成26年12月16日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、室蘭舗道建設株式会社が登別市内にある同社所有の敷地内土中に廃棄物を不法投棄し、平成26年5月28日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で元代表取締役及び社員3人が逮捕され、平成26年9月5日に同社に罰金刑元代表取締役に懲役刑が確定した。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）